

令和 5 年 6 月 23 日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市個人情報保護審査会

会長 井 上 道 夫



審査請求に係る答申書

令和 5 年 5 月 1 日付 5 飯総総第 93 号で諮問を受けた特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る諮問について、次のとおり答申します。

記

1 諮問内容

住民基本台帳に関する事務、地方税の賦課徴収に関する事務及び寄付金税額に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の全項目評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づく第三者点検

2 答申の内容

別紙のとおり

## 1 審査会の結論

住民基本台帳に関する事務、地方税の賦課徴収に関する事務及び寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の全項目評価書(案)(以下「本件評価書」という。)については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の観点から点検した結果、指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であることを認める。

## 2 本件評価書の審査内容

審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

### (1) 本件評価書の事務の概要

#### ア 住民基本台帳に関する事務

特定個人情報ファイルの名称	1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	1. 住民基本台帳ファイル 住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務処理を行うための基礎として用いられる。 2. 本人確認情報ファイル 転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として用いられる。 3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
対象人数	約125,000人
取扱者数	約230人

イ 地方税の賦課徴収に関する事務

特定個人情報ファイルの名称	税情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するほか、事務の効率化を図る上で、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手する際に必要となる。
対象人数	約 125,000 人
取扱者数	約 220 人

ウ 寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

特定個人情報ファイルの名称	特例申請情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため、特定個人情報ファイルを取り扱う。
対象人数	約 308,000 人
取扱者数	約 60 人

(2) 適合性について

次のとおり、指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

ア しきい値判断

住民基本台帳に関する事務及び地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの対象人数は 10 万人以上、特定個人情報ファイルの取扱者数は 500 人未満であり、かつ、過去 1 年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生させていることから、全項目評価を実施することは、指針に適合している。

また、寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの対象人数は 30 万人以上であることから、全項目評価を実施することは、指針に適合している。

イ 実施主体

評価対象となる特定個人情報ファイルは飯塚市長が保有するものであることから、評価実施主体が飯塚市長であることは、指針に適合している。

ウ 公表しない部分

特定個人情報保護評価指針第 5 の 3 (4) においては非公表とできる項目はあるが、本件評

価書に公表しない部分はないことから、問題は認められない。

#### エ 実施時期

住民基本台帳に関する事務及び地方税の賦課徴収に関する事務についての特定個人情報保護評価は、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)第7条第2項に基づき、全項目評価の適用対象となったものである。本来であれば、令和2年の重大事故発生時点において速やかに評価の再実施を行う必要があったが、本来なすべき評価の再実施が行われていなかったことから、今般、令和5年1月の個人情報保護委員会の指導に基づき、速やかに再実施を行い、規則や指針が定める実施手続等に適合するよう是正措置を講じたものである。

また、寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務については、特定個人情報保護評価指針第6の2(3)の定めにおいて過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、「しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施する」こととなっているため、全評価項目での特定個人情報保護評価の再実施を行ったものであることから、実施時期は指針に適合している。

#### オ 住民の意見聴取

令和5年3月28日から令和5年4月28日までの間、住民からの意見聴取を実施し、意見の提出がなかった。意見を聴取する期間についても30日以上実施しており、指針に適合している。

#### カ 指定様式で求められる全項目の検討、記載

指定様式で求められる全ての項目について検討、記載していることから、指針に適合している。

#### (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しており、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署

特定個人情報保護評価の対象となる「住民基本台帳に関する事務」、「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務」を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載

事務の内容の記載は具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載していることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクの特定

特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づきリスクを特定し、具体的に記載していることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載

特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について、具体的に記載していることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### オ 記載されたリスクを軽減するための措置

特定個人情報の入手や使用、特定個人情報ファイルの取扱いを委託した際のリスク対策について、職員等によるヒューマンエラーや委託に係るリスクに対する措置を抽出し、具体的に記載している。個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言しており、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

### 3 付言事項

特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導、監督を徹底するとともに、特定個人情報の保管及び消去については、使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい、滅失、毀損等の発生の防止に万全を期すことが求められる。

また、市民等からの意見聴取において、市のホームページ等で周知を実施したことは、指針が定める実施手続等に適合しているが、市民等からの意見提出が皆無であったことから、今後は広く周知されるよう周知方法や提出手法の改善に努める必要がある。

令和2年に特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い全項目評価の適用対象となり、その時点において速やかに評価の再実施を行う必要があったにもかかわらず、本来なすべき評価の再実施が行われていなかったことから、今後、実施機関は同様のことが起こらないよう、特定個人情報保護評価制度の運用にあたっては、法令に基づく適正な運用に十分留意すべきである。

#### 4 審査会委員

会 長	井 上 道 夫
副会長	安 藤 茂 友
委 員	岡 松 明 人
委 員	田 中 美 奈 子
委 員	藤 岡 希 美